

○弘前大学大学院地域社会研究科における客員研究員受入れに関する申合せ

(平成 25 年 1 月 9 日 研究科教授会決定)

平成 27 年 3 月 20 日改正
令和 3 年 3 月 17 日改正

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、地域社会研究科（以下「本研究科」という。）における研究活動を推進するため、本研究科において特定の研究課題について研究活動に従事する研究者（以下「研究科客員研究員」という。）を受入れる場合の取扱いについて定める。

(受入れの条件)

第 2 条 研究科客員研究員は、次の各号に該当する場合に受入れるものとする。

- (1) 特定の研究のため、研究者等の協力を特に必要とする場合
- (2) 前号に準ずるもので、研究者等との交流を行うことにより学術の進展に寄与すると認められる場合
- (3) 受入れ教員が責任を持って受入れを了承し、受入れ期間中の責任を負うことを認められる場合。

(受入れ資格)

第 3 条 研究科客員研究員として受け入れることができる者は、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する身分を有する者又はこれに相当する研究業績を有する者とする。

(受入れの申出)

第 4 条 研究科客員研究員を受け入れる教員は、研究科客員研究員受入れ申請書に研究計画書（様式 1）及び受入資格が確認できる資料を添えて、地域社会研究科長（以下「研究科長」という。）に申し出るものとする。

(受入れの決定)

第 5 条 研究科客員研究員の受入れの決定は、研究科教授会の議を経て研究科長が行うものとする。

(受入期間)

第 6 条 研究科客員研究員の受入期間は、2 年以内とする。ただし、必要があると認められる場合は、受入期間を延長することができる。

(施設等の使用)

第 7 条 研究科客員研究員は、本研究科の教育又は研究に支障のない範囲において、必要な施設及び設備等を使用することができる。

(受入れの取消し)

第 8 条 研究科長は、研究科客員研究員が本研究科の運営に重大な支障を与えたときは、研究科教授会の議を経て当該者の受入れを取り消すことができる。

(研究の経過報告)

第9条 研究科客員研究員は、受入許可日から1年経過毎に、研究状況等の経過報告を研究科長に報告するものとする。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

この申合せは、平成26年10月29日から施行する。

附 則(平成27年3月20日)

この申合せは、平成27年3月20日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から実施する。